

5. 四大節 又月之四日の日領子孫に
 出勤者の倍額支給スル
 云 昇給又者五ノ件
 昇給の年之目トシテ定期昇給スル
 経費の減額金股ノ文領トシ
 四 退職手続ノ件 退職手続の一年勤続の旨を毎月トシ金
 経費負担の差額ナク又假
 トを不支給トシ、不当解雇ノ旨トシ
 五 人本手続ニ対シテの責任者ノありんト又之を全
 経費負担ノ後職ノ免んト 3. 同意金ノ他職ニ承認スル